

平成 26 年度地方公共サービス小委員会における審議結果報告

地方公共サービス小委員会は、平成 26 年度に 2 回の審議を行った。その結果について以下のとおり報告する。

1. 地方公共サービス小委員会報告書に関する周知活動について（添付 1）

平成 26 年 3 月に策定した標記報告書について、事務局から平成 26 年 4 月以降実施してきた周知活動の報告があり、委員から次のような意見が出された。

- 担当者だけでなく、首長や幹部職員まで伝わるのが大事である。今後このような報告書がまとまったときは首長等に情報が行き渡るようにしてほしい。首長等が知ることにより、取組が大きく進むことになる。
- 今後もさまざまな民間との連携が重要である。
- より多くの具体的な事例（仕様書や委託金額等の情報）を提供していくと、さらに民間委託等の動きが進むと考える。
- 周知活動の中で地方公共団体あるいは担い手側から寄せられた課題について、現場の方々の考え方を踏まえ、対応を検討していくことが必要である。

2. 公金債権回収業務における試行自治体の実施結果について（添付 2）

平成 25 年 2 月に全国の 11 団体を選定し、平成 25 年度から公金債権回収業務の民間委託等に取り組んでいる試行自治体について、その実施結果のとりまとめを行った。

得られた成果について、水平的展開を図り、一層効果的・効率的な公金債権回収の広域的な推進につなげていくために、すでに 1. の地方公共サービス小委員会報告書に反映したところだが、さらに内閣府ホームページで各自治体の実施結果を公表していくこととなった。

3. 「地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査」について（添付 3）

平成 25 年度に行った標記調査について、事務局より報告があり、委員からは次のような意見が出された。

- 個人情報共有、業務の委託範囲、民間委託の際の報酬等について、多くの事例を具体的に例示することが、地方公共団体での取組の促進になる。
- 民間委託をより推進するためには、出し手（地方公共団体）と担い手（民間事業者等）の双方とも、体制を整えていく必要がある。

4. 「国立大学附属病院・国公立病院等における医業未収金の徴収手法等に関する調査」について（添付 4）

平成 26 年度に行った標記調査について、事務局より報告がされた。委員から、多様な病院を調査した中で得られた共通点・特徴についての質問があり、事務局からは、病院におけるさまざまな未収金対応も外部委託する場合でも早期対応が重要である旨の回答があった。

5. 地域の公共サービス改革（窓口関連業務）に関する取組について（添付5）

事務局において平成26年度に行った、窓口業務の市場化テストを実施している地方公共団体（6団体）の調査結果の報告があり、今後地方公共団体からの要望（指定管理者制度との併用についての環境整備等）について検討をすることとなった。

また、委員からは次のような意見が出された。

○これまで行政が実施してきた業務について、民間が受けられるようにするためには、民間（事業者）を育てていくことも必要ではないか。システムは整えても、機能はしないことになる。

6. 地方公共団体における業務の民間委託について（非公開審議）

地方公共団体における窓口業務の民間委託について、事務局より報告があり、内閣府の取組を進めるとともに、今後とも地方公共団体の動向を注視していくこととなった。

7. 今後の地方公共サービス小委員会の活動について（非公開審議）

公金債権回収業務及び窓口業務に関して、これまで審議を重ねた中で残された課題について解決を図るため、今後の方策について意見交換を行った。また、これら以外に検討の可能性のある分野についての意見交換を実施した。

委員からの意見を整理し、今後の対応について検討を進めることとなった。

以上

地方公共サービス小委員会報告書に関する周知活動のまとめについて

平成 27 年 3 月 3 日
地方公共サービス小委員会事務局

1. 報告書周知活動

- (1) 報告書本体及び概要版を内閣府ホームページに掲載
- (2) 各都道府県及び各政令指定都市宛に、参事官名で報告書完成の事務連絡発出(全国約 1750 のすべての自治体にお知らせ)
- (3) 地方 3 団体訪問
平成 26 年 5 月 8 日：全国知事会、平成 26 年 5 月 7 日：全国市長会、
平成 26 年 5 月 12 日：全国町村会
➢全国市長会及び全国町村会の各ホームページに URL 掲載
- (4) 担い手団体との協議
平成 26 年 4 月 23 日：日本弁護士連合会、平成 26 年 7 月 3 日：一般社団法人全国サービ
サー協会、平成 26 年 7 月 4 日：日本司法書士会連合会
- (5) 自治体訪問 (計 14 団体)

訪問日	自治体名	訪問日	自治体名
平成 26 年 5 月 20 日	習志野市 (千葉県)	平成 26 年 11 月 7 日	箕面市 (大阪府)
平成 26 年 6 月 3 日	中野区	平成 26 年 11 月 25 日	札幌市
平成 26 年 6 月 16 日	豊島区	平成 26 年 11 月 26 日	北海道
平成 26 年 7 月 8 日	守谷市 (茨城県)	平成 27 年 1 月 30 日	善通寺市 (香川県)
平成 26 年 8 月 21 日	浜松市	平成 27 年 2 月 5 日	京都市
平成 26 年 10 月 24 日	丸森町 (宮城県)	平成 27 年 2 月 5 日	静岡県
平成 26 年 11 月 7 日	豊中市 (大阪府)	平成 27 年 2 月 13 日	稲敷市 (茨城県)

- (6) 自治体研修への講師派遣
平成 26 年 8 月 27 日：長野県 (自治体職員 129 名)
平成 26 年 11 月 10 日：須坂市 (自治体職員 30 名)
- (7) 地方公共団体における弁護士の役割に関するシンポジウムでの周知
平成 26 年 11 月 25 日：札幌市 (自治体職員 33 名、弁護士 27 名)
平成 27 年 1 月 29 日：高松市 (自治体職員 46 名、弁護士 34 名)
- (8) 監査法人との意見交換会
平成 26 年 12 月 22 日 (公認会計士 7 名)
- (9) 地方公共団体向け実務研究誌への寄稿
月刊 税 2015 年 1 月号 (1 月 1 日発刊)
自治体法務研究 2015 年春号 (2 月 25 日発刊)
- (10) 平成 26 年度公金債権回収業務に関する法務研修

昨年度に引き続き、地方公共団体職員の法務意識及び能力の向上のため、日本弁護士連合会の協力を得て、公金の債権回収業務において必要な知識を整理した法務研修を開催した。

法務研修では、報告書を踏まえた公金債権回収における民間委託の手法や課題について説明するとともに、法務研修を受講した地方公共団体職員間の連携拡大を図るために意見交換会（名刺交換会）を実施した。（法務研修参加人数 514人／東京、愛知、新潟、岡山、計4回）

【平成26年度公金の債権回収業務に関する法務研修開催概要】

	東京開催	愛知開催	新潟開催	岡山開催
日時	平成26年8月5日（火） 13：00～18：00	平成26年8月22日（金） 13：00～18：00	平成27年1月19日（月） 10：30～17：00	平成27年2月4日（水） 13：00～17：00
会場	弁護士会館	愛知県自治センター	新潟日報メディアシップ	ピュアリティまきび
募集定員	180名	130名	80名	100名
参加人数	自治体職員 169名 弁護士 29名 計 198名	自治体職員 132名 弁護士 15名 計 147名	自治体職員 86名 弁護士 64名 計 150名	自治体職員 127名 弁護士 36名 計 165名
参加した自治体職員の属する都道府県	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡（全11都県）	石川、岐阜、静岡、愛知、三重、大阪、和歌山（全7府県）	山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、熊本（全7県）	茨城、群馬、大阪、兵庫、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、鹿児島（全11府県）

【法務研修の主な講義内容】

- 公債権・私債権の区別 ○ 時効管理 ○ 時効完成と督促 ○ 徴収停止と時効中断
- 放棄・免除 ○ 不納欠損処理 ○ 債権回収業務の取組事例

2. 前回の地方公共サービス小委員会開催後に行った報告書周知活動に対する反応

(1) 自治体訪問の際に寄せられた意見等

各自治体を訪問し、当事務局より報告書の概要について説明したのち、公金債権回収の取組状況についてヒアリングを行った。ヒアリングにおいて寄せられた意見等のうち、主なものは以下のとおり。

(ア) 報告書説明を踏まえて寄せられた意見等

○報告書の理念として、債権回収と福祉的配慮の両立が挙げられているが、当自治体もその理念に共感している。当自治体でも、委託対象債権の滞納者の多くが資力のない者であるため、福祉的配慮を図るべきケースが多い。納付相談や債務整理などの業務を含め、弁護

士や司法書士に委託する意義は非常に大きいと考えている。

○報告書でも指摘されているように、債権管理条例の制定は課題である。時効期間が満了した私債権について、滞納者からの援用がなくとも債権放棄をしやすいようにすることを考えている。

○報告書では引継ぎデータの整備について言及があるが、当自治体でも、委託先が変わったときのデータ移行がスムーズに進まないという課題がある。ある委託債権では、受託者変更の際、データの引き上げに時間を要し、結果、事業開始が大幅にずれ込むことになった。

○説明にあった民間委託のメリットは認識しているが、委託の場合、偽装請負を避けるため、受託事業者の従事者に対して直接に指示・命令ができない。また、滞納状況は常に動いているが、リアルタイムで情報共有ができないという問題もあるため、委託を進めていない。

(イ) ヒアリングで寄せられた債権回収業務におけるその他の課題等

○自治体内でも債権所管課の取組スタンスが異なることが回収の妨げとなっている。

○個別の債権によって性質が異なるのは確かだが、債権回収というノウハウ自体は、どの課に移っても変わらないはずであり、各職員が身に着けるべきことだと思う。債権管理課だけで取り組むのではなく、各課の担当がそれぞれにノウハウを学ぶことが重要である。

○訴訟の手続きにおいて議会の承認を得なければならない（地方自治法第96条）ことや、所管課間での個人情報共有の制限（地方税法第22条）など、法制度上の課題がある。

○地方自治法243条及び地方自治法施行令158条によれば、延滞金の徴収業務を民間に委託することができないため、業務効率が悪くなってしまう。滞納者からは、受託事業者から請求された後、今度は市からも請求されたが、二重に支払わなければならないのか、という問い合わせを受けることがある。

(2) 地方公共団体向け実務研究誌への寄稿に対する反響

【「月刊 税」記事掲載への反響】

○取組事例の紹介が良かった、大変参考になった等、好意的な意見が寄せられた。

○全国のほぼすべての自治体税担当部門が読んでおり、民間事業者からの購入希望もあった。

(3) 平成26年度公金の債権回収業務に関する法務研修のアンケート結果

(ア) 研修受講前の報告書の認知度

「知っていた」の回答：18.8% 68人／362人

(イ) 報告書の説明が参考になったかについて

「どちらかという参考になった」以上の回答：90.8% 327人／360人

(ウ) 今後、内閣府から報告書に関するより詳細な説明を受ける機会があれば参加したいか
「どちらかというに参加したい」以上の回答：77.8% 278人/357人

(エ) その他、自由記述欄を通じて寄せられた意見等

- 公金債権回収の民間委託を実施するにあたり、自治体内部で議論となるであろう点が、実務的観点から論じられている点が良かった。特に、生活困窮者に対する福祉的配慮がなされている点に好感が持てた。
- 所属団体内で債権管理・回収に取り組むための動機づけ、コンセンサス形成のための理論・論点整理として参考になった。
- 人員削減で事務量が増えていく中、民間に委託できる事務を整理することによって効率化を図る必要性は高いと考える。
- 実績をもとにした内容で、わかりやすかった。今後の全国的なトレンドがうかがい知れた点が、特に良かった。
- 報告書の概要を見て、非常に興味を持ったが、今の多忙な状況で、実際にメール等で内容が送られてきたとしても、それらを熟読し業務に活かすというところまでは読み込めないと考える。既に報告書についての講義、報告会が開催されていたのならば、そちらに参加したかった。
- 自治体と民間とが、それぞれの役割を果たしてうまく連携していくことが、債権回収の問題を解決するカギになるということと、その方法について理解することができた。
- 弁護士法72条を踏まえての自治体職員にしかできない業務、弁護士等に委託することができる業務についての説明が特に参考となった。
- 債権回収業務の外部委託にかかる仕様書及び委託金額については、具体的に外部委託を検討する際に役に立つ資料であると感じた。
- 徴収の民間業務委託について検討される点が参考となり、所属の自治体でも検討したい。
- 債権回収の課題が明示されており、今後どのように行動していけば良いかの指標になった。

以上

公金債権回収業務における試行自治体の実施結果のまとめ

目的

- ①地方自治体において公金の債権回収業務を民間委託する場合、多大な事務負担がかかることが想定されることから、民間委託を試行する自治体(試行自治体)を募集し、内閣府において必要な支援を行うことで、**自治体の事務負担の軽減**を目指す。
- ②事業の実施状況を踏まえ、評価を行うとともに、**論点整理、好事例の収集等**を実施し、**より効果的かつ効率的な債権回収業務のモデルの提案**を目指す。

選定

公募の結果、全国で**11団体**を選定(平成25年2月)
 稲敷市(茨城県)、伊万里市(佐賀県)、北本市(埼玉県)、岐阜県、静岡県、千葉市(千葉県)、
 栃木県、長野県、姫路市(兵庫県)、八尾市(大阪府)、湯河原町(神奈川県)

実施

試行自治体で実施(平成25年度～)
 ○債権回収業務の民間委託
 ○民間委託による自主的納付の呼びかけ
 ○滞納整理の業務委託
 ○弁護士による職員向け研修 等

【内閣府の支援】

- 債権回収の民間委託における事業者選定に当たり、募集要項、仕様書、評価表等について注意点、法令 解釈等の助言
- 他の自治体の先進事例の例示(民間委託の実施に必要な手順及びスケジュール等)
- 研修講師となる弁護士の紹介 等

成果

回収額の確保、回収率の向上、滞納者との接触、他業務への注力、
 困難案件の解決、職員の資質の向上、職員による法的手続の実施 等

展開

地方公共サービス小委員会報告書への反映
(平成26年3月)

「委託に当たってのチェックポイント」や
 「試行自治体等で使われた仕様書等の実例」等を掲載

内閣府HPで各試行自治体の実施結果の公表
(平成27年3月)

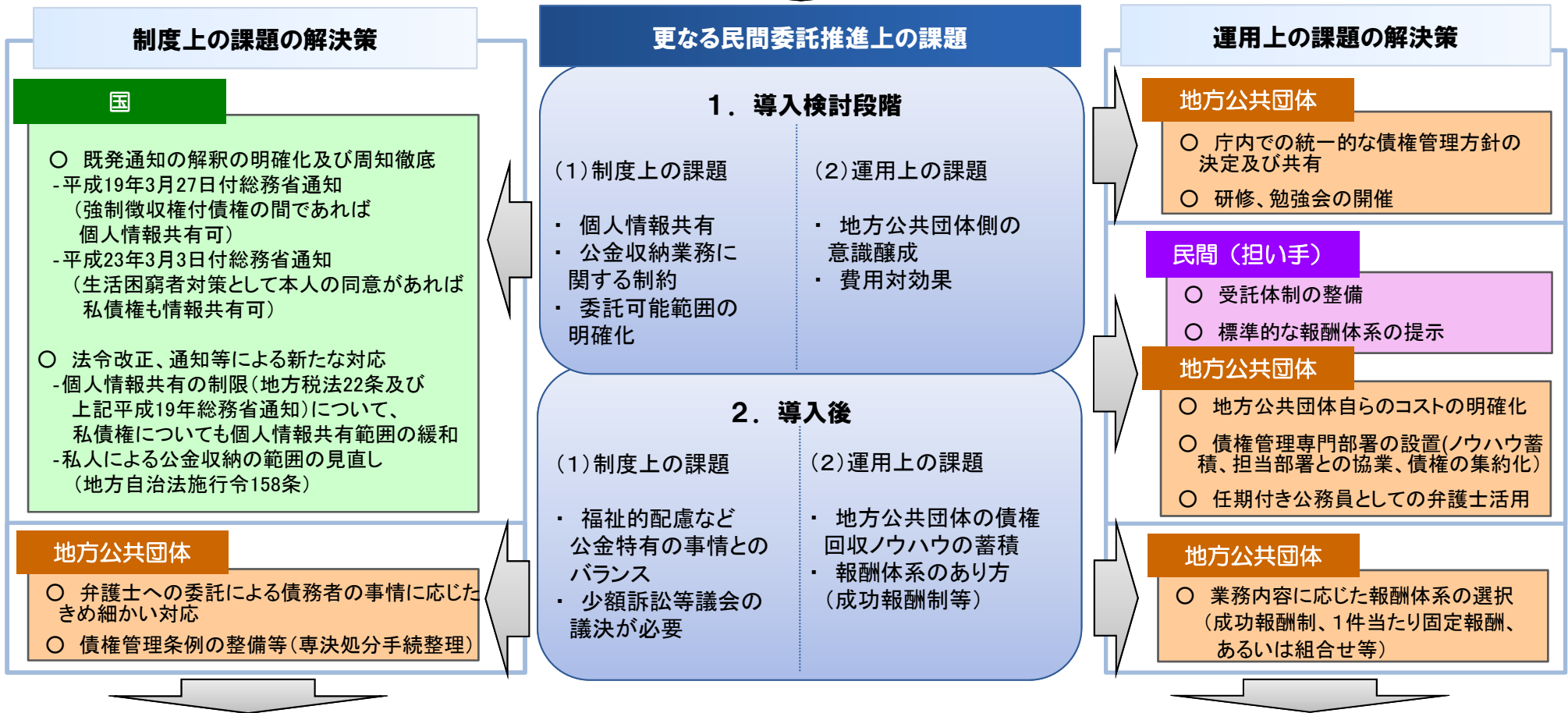
多岐にわたる具体的な実施内容を掲載
 すべての試行自治体において26年度も継続実施

自治体にとって必要かつ有益となる数多くの情報を水平展開
→ より効果的・効率的な債権回収の広域的な推進へ

「地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査」(概要のポイント)

これまでの民間委託の導入効果

1. 歳入の確保(特に初期回収及び徴収困難案件への対応) 2. 地方公共団体内へのノウハウの蓄積(弁護士等の担い手の協力)



一層の効率的・効果的な公金債権回収の実現

国立大学附属病院・国公立病院等における医業未収金の徴収手法等に関する調査

医業未収金に関する公共サービス改革推進室の取組みとその課題

国立大学法人における医業未収金について

公共サービス改革基本方針では「国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨を踏まえ、業務の特性に配慮しつつ、経営効率化の観点から、既に他の国の行政機関等において官民競争入札等の対象とされている施設の管理・運営業務、内部管理業務、試験実施業務、医業未収金の徴収業務等について、官民競争入札等監視委員会国立大学法人分科会の指摘も踏まえ、引き続き経営改善の取組に努める。」とされている。

附属病院については、法人の中でも自己収入の割合が大きく、診療費については確実に収納することが大きな課題。

地方公共団体における医業未収金について

内閣府では公共サービス改革法4条2項に基づく地方における公共サービス改革のための取組みの環境整備として、地方公共団体における公共サービス改革の更なる推進及び市場化テストの積極的な活用に向け、平成24年12月より地方公共サービス小委員会において公金の債権回収について調査検討を行ってきた。地方公共団体における医業未収金は地方の公金債権額の中でも相当な割合を占めているが、徴収対策は進んでおらず、依然医業未収金は増加傾向にあり、外部委託等による回収の促進のため、環境整備が必要である。

国立大学附属病院、国公立病院等 及び

医業未収金徴収業務を行う事業者等の現状把握

現状調査(国立大学附属病院) (45)

現状把握

(取漏れ防止、患者相談・患者サービス、業務委託の状況)

業務委託の形態

先進事例調査等(病院、事業者)

様々な経営改善の取組み

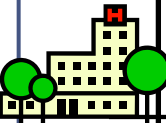
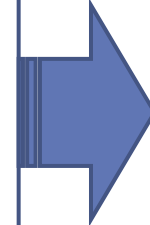
国立大学附属病院(2)

自治体病院等(3)

民間病院等(5)

⇒ 業務委託や取漏れ防止等グッドプラクティスの発掘

関連市場化テストフォローアップ調査 (国立病院、労災病院)

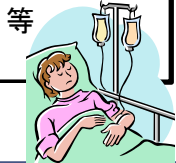


業務委託

弁護士
行政書士
サービス

医業未収金徴収業務を巡る経営改善方策等の提示

- 医業未収金回収業務の外部委託の現状の分析
- 民間病院等を含めた医業未収金回収業務等のグッドプラクティスの他病院への応用の可能性
- 想定される業務委託先についての現状
- 医業未収金を発生させない工夫(取漏れ防止)
- 徴収業務を円滑に進めるための患者相談体制
- 業務委託先によってできること、できないこと等法的問題点の整理
- 業務委託による経営改善の課題の抽出
- 業務委託に当たり、病院側で予め整理しておくべきこと
- 関連市場化テスト(医業未収金の支払案内等業務)の検証(独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構)
- 自由診療対象患者(外国人、身元不明者等)への対応策



報告書を国立大学附属病院、国公立病院等へ送付し、病院職員の研修会等で成果を展開

成果: ①公共サービスとしての医業未収金徴収業務が適切に行われ、国立大学附属病院等の自己収入に直結
②地方公共団体における医業未収金徴収業務の外部委託等の環境整備を行うことにより徴収対策を促進

地域の公共サービス改革（窓口関連業務）に関する取組の調査報告

平成 27 年 3 月 3 日

地方公共サービス小委員会事務局

1 地域の公共サービス改革（窓口関連業務）の取組概要

(1) 窓口 5 業務（公共サービス改革法 第 34 条）

- ① 戸籍謄本等
- ② 納税証明書
- ③ 住民票の写し等
- ④ 戸籍の附票の写し
- ⑤ 印鑑登録証明書

※外国人登録制度廃止に伴い「外国人登録原票の写し等」は削除済

(2) 法に基づき市場化テストを実施した場合のメリット

① 法律の特例

公務員が行うとされていた行政サービスも市場化テストの対象となる。（法第 34 条）

② 秘密保持義務規定

民間事業者、従事者に対し守秘義務を課し、違反した者に対しては罰則が適用される。（法第 25 条第 1 項）

③ みなし公務員規定

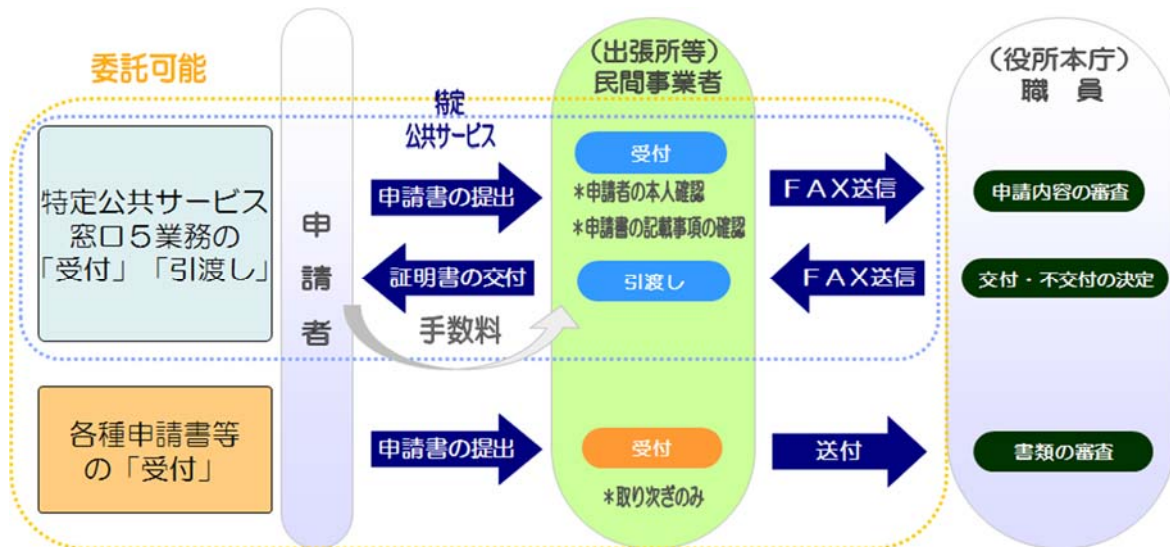
民間人であっても、公共サービスに従事する者については刑法その他の罰則（賄賂罪、公務執行妨害罪、職務強要罪など）が適用される。（法第 25 条第 2 項）

④ 監督規定

民間事業者に対し報告を求め、必要に応じ立入検査等を行う。（法第 28 条で準用する第 26 条、第 27 条）

(3) 法第 34 条を適用した民間委託 業務実施フロー

・ 公共サービス改革法第 34 条の規定は、官署内に市町村職員が常駐しない事例を想定している。



(4) 導入6事例

- ・長野県南牧村（野辺山出張所の窓口業務）（民間競争入札）平成20年6月開始
- ・北海道由仁町（三川支所の窓口業務）【官民競争入札】平成20年7月開始
- ・宮城県丸森町（まちづくりセンター7箇所の窓口業務）（民間競争入札）平成22年4月開始
- ・兵庫県神河町（センター長谷窓口業務）【官民競争入札】平成22年10月開始
- ・茨城県守谷市（公民館3箇所の窓口業務）（民間競争入札）平成24年4月開始
- ・大阪府箕面市（証明書発行拠点2拠点拡大）（民間競争入札）平成25年7月開始

2 市場化テストに関する取組

(1) 市場化テスト実施にあたっての実務的課題の整理

- ・平成19年6月18日に第1回「地方公共団体との研究会」を開催し、平成20年度までの検討結果を、「平成20年度地方公共団体との研究会報告書 ～「市場化テスト」導入の手引き～」として公表中。

(2) 地方公共団体の官民競争入札等と法律の特例の関係の整理

	地方公共団体が実施する「官民競争入札」	地方公共団体が実施する「民間競争入札」
法律の特例あり「特定公共サービス」	公共サービス改革法（第3章第3節）で規定	公共サービス改革法（第3章第4節）で規定
法律の特例なし	地方自治法等において対応可能※	地方自治法等において対応可能

※「官民競争入札」は、公共サービス改革法のみで規定。法律の特例のない業務については、法の手続きを参考に地方自治法等に沿って対応することが可能。

3 窓口5業務の市場化テストを実施している地方公共団体訪問調査

(1) 目的

平成26年7月から11月にかけて、窓口5業務の市場化テストの運用状況、実施団体としての改善要望等をヒアリング実施。6団体全てにおいて、委託している施設の現地視察を実施。

(2) 運用状況

6団体いずれの団体においても、窓口5業務の市場化テストは、特段問題なく円滑に実施されていた。

(3) 課題・要望

① 公共サービス改革法第47条1号が求める「合議制の機関」設置に係る負荷

- ・多くの団体において、公共サービス改革法第47条1号が求める「合議制の機関」を新たに設けることの負荷が高いとの意見が寄せられた。

② 指定管理者制度等との併用についての環境整備

- ・3団体（丸森町、守谷市、箕面市）において、指定管理者制度の対象となる「公の施設」の指定管理者に、窓口業務の市場化テストも併せて実施させている。

- ・また、由仁町の場合、集会施設（三川会館）の指定管理者を担う事業者が、三川会館と同じ建物内に置かれた支所において、窓口業務の市場化テストを実施している。
- ・さらに、神河町の場合、窓口業務の市場化テストの受託事業者が、当該業務を実施している建物の管理業務を併せて受託している。
- ・このように、窓口業務の市場化テストは、指定管理者制度との併用、あるいは、市場化テストを実施する建物の管理委託の併用によって、より一層効率化が図れるものと期待されていたところであるが、多くの団体でそれが実践され地域における公共サービス改革が実現していることが明らかとなった。
- ・一方、指定管理者制度と市場化テストは別の制度であることから、両制度の併用を図ろうとすると、事業者の審査・選定のプロセスが煩雑化すること、指定管理者と市場化テストを別の審査委員会で審査することで異なる別の事業者が選定される可能性が存在することから、指定管理者制度と市場化テストを一つの選定手続きとして実施できるよう対応を求める意見が多くの団体で出された。（下記4参照）

4 参考 市場化テストとPFI制度、指定管理者制度の違い

公共サービス改革法に基づく官民競争入札・民間競争入札（以下「官民競争入札等」）は、一定の公共サービスの実施を民間事業者等に行わせることを可能とするという点で、PFI制度、指定管理者制度と共通しますが、その目的、対象等で異なるものであると言えます。

それぞれの制度について簡単に解説すると以下のとおりです。

○ 公共サービス改革法（官民競争入札等）

国または地方公共団体等の実施する公共サービスについて、「民間にできることは民間に」との観点から見直しを行い、選定された公共サービスを官民競争入札等に付すことによって、公共サービスの質の維持向上と経費の削減をともに実現する。

○ PFI制度

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営及び技術的ノウハウを活用して行う手法であり、事業コストの削減やより質の高い公共サービスの提供を目指す。

○ 指定管理者制度

地方公共団体の保有する「公の施設」の管理事務を、従来の第三セクター等だけでなく、広く民間事業者等へ開放する。

各制度の概要、対象業務、選定手続きについて比較すると以下のような違いがあります。

<表1 各制度の比較表>

項目	官民競争入札等	PFI制度	指定管理者制度
根拠法	公共サービス改革法	PFI法	地方自治法
対象	公共サービス（公共サービス改革法による法令の特例措置により行政処分も対象となり得る。）	公共事業等の整備等に関する事業	「公の施設」の管理（行政処分が含まれる場合がある）
民間事業者等との関係	民法上の契約関係を基本としつつ、本法により、当該契約関係に一定の制限を課す仕組み。	民法上の契約関係	地方公共団体による「指定」（行政処分）により管理権限の委任を行う仕組み。
担い手の決定	入札により決定（官も入札に参加可能）	入札により決定	指定による

出所：公共サービス改革ウェブサイト掲載「公共サービス改革法（入門編）」

<表2 対象業務の比較表>

制度	対象
公共サービス改革法	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する「公共サービス」 ● 「公共サービス」とは、国の行政機関等の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（行政処分を除く。）のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> イ 施設の設置、運営又は管理の業務 ロ 研修の業務 ハ 相談の業務 ニ 調査又は研究の業務 ホ イからニまでに掲げるもののほか、その内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務及び「特定公共サービス」
P F I 法	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した「公共施設等の整備等」の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好な「サービスの提供」を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 ● 「公共施設等」とは、次の各号に掲げる施設（設備を含む。）をいう。 <ul style="list-style-type: none"> 一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設 二 庁舎、宿舎等の公用施設 三 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設 四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設 五 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの
指定管理者制度（地方自治法）	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（公の施設）の管理。

出所：「平成20年度地方公共団体との研究会報告書 ～「市場化テスト」導入の手引き～」

<表3 選定手続の比較表>

手法		手続（地方公共団体の場合）
市場化テスト	特定公共サービス	公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法と入札金額を評価 ⇒ 総合評価一般競争入札を活用 第三者機関によるチェック
	上記以外	特に定めは無い（ただし、「市場化テスト」としての官民競争的比較は必要と考えられる。）
P F I		原則、価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価 ⇒ 国は総合評価一般競争入札、自治体では、公募プロポーザル方式の活用もあり。
指定管理者		各自治体の条例に基づき指定することができる。 ※議会や住民に説明がつくのであれば、公募等の方法によって指定管理者を選定することは必ずしも必要とされていない。

出所：「平成20年度地方公共団体との研究会報告書 ～「市場化テスト」導入の手引き～」